

個人情報保護委員会事務局（3年ごと見直し担当）御中

2020年1月14日

「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱に対する意見」

経営法友会（代表幹事・小幡忍（日本電気株式会社）。以下「当会」。）は、1971年に「企業法務実務担当者の情報交換の場」として発足し、法人単位の会員組織として企業内の法務担当者によって組織され、企業の法務部門の充実強化を目的とした活動とともに、各省庁・関係団体に対し実務的見地からの意見提言・意見交換を行っており、現在、会員数1,300社を超える組織となっています（2019年12月現在）。

今般の「個人情報保護法いわゆる3年ごと見直し制度改正大綱」について、当会は、事業者の実務に大きな影響を与える論点が含まれていると認識していることから意見を提出することとしました。

今後、これらの意見をはじめ、事業者側の事情も踏まえた検討が行われることを強く願います。

経営法友会

<本意見の連絡先>

〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 3-9-10

茅場町ブロードスクエア 2階

公益社団法人商事法務研究会内

経営法友会事務局

TEL：03-5614-5638

FAX：03-5643-7187

E-MAIL：keieihoyukai@shojihomu.or.jp

【制度改正大綱 p 8～9】

「利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件の緩和」に関して

【意見】

現行法における規定との整合を図るべきである。

なお、要件を緩和するにあたっては、その要件を明確にすべきである。

【理由】

現行法においても、利用停止・消去については保有個人データが個人情報保護法（以下「法」という）16条や法17条の規定に違反して取り扱われているとき（法30条1項）、また、第三者提供については法23条1項や法24条の規定に違反して提供されているとき（法30条3項）が要件となっており、既に個人の権利利益の侵害がある場合が前提とされていることから改正は不要と考える（事業者側における利用停止や消去の拒否対応への不満の要因は、該当の情報を利用停止、消去した場合の影響や拒否の理由が当該事業者から明白に示されていない（法31条の不履行）ことなどが一因であるものと考えられ、一律に利用停止、消去、第三者提供の停止の請求に係る要件を緩和するのではなく、当局において法31条の履行状況を引き続きモニタリングし不履行事業者に対する指導を徹底するなどの措置を取れば十分であると考えられる）。

仮に要件を緩和するとしても「個人の権利利益の侵害がある場合を念頭（大綱 p 8）」としているから、当該場合に限定すべきであり、その具体的な要件を明確にするべきである。

なお、要件に関しては、請求に応じないことを例外的に許容する「利用停止・消去又は第三者提供の停止を行うことが困難な場合」について、開示に応じない要件を定めた法28条と同様、「当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合」を要件にするとともに、法やガイドライン、Q&A等において、「与信判断や不正利用防止のための管理に支障が生じる場合」、「サービス提供に支障が生じる場合」、「法令等にもとづき保存等している場合」等、事業者の適切な業務運営が損なわれないよう（事業者と顧客との間に紛争が生じない程度の予見可能性の高い）具体的な内容で示していただきたい。また、本人の権利利益を保護するために必要なこれに代わる措置についても、具体的な例を示していただきたい。

さらに、第三者提供の停止については、事業者に過度な負担が生じる（たとえば、過去に向かって効力を生じるとなると事業者に回収等の膨大な労力が生じる）ことのないよう将来に向かってのみ効力を生じる制度設計とすべきである。

【制度改正大綱 p 9～10】

「開示のデジタル化の推進」に関して

【意見】

請求者本人が開示方法を指示できる場合については、当該方法が合理的であると事業者

が認める場合に限定すべきである。

【理由】

請求者本人が編集可能な電子的記録の提供を求めた場合に、改変された内容が拡散される等のリスクがあること、また、電磁的記録で開示（電子メールへ送信）する場合、送付先メールアドレスの本人確認が困難であること、仮に本人確認ができたとしても、開示した情報が第三者に漏えいすることなく本人のみ受信できたかの確認は困難であること、さらにこれら一連の確認には事業者の負担が増大することなどから、原則として開示方法は事業者が判断すべきである。

また、電磁的方法による開示の場合には本人確認が従前よりも難しくなることが想定されるため、本人確認の手段を一定程度とれば仮に本人以外に開示してしまった場合であっても、事業者が免責されるなどの規定を設けていただきたい。

【制度改正大綱 p 10～11】

「開示等の対象となる保有個人データの範囲の拡大」に関して

【意見】

保有個人データの範囲の拡大は、慎重に検討すべきである。

【理由】

たとえば、翌日消去予定の保有個人データも開示対象に含まれることになり、事業コストの増大が懸念される。また、すでに6か月以内に消去する運用としている実態もあり、保有個人データの長期保存の抑止、それに伴う漏えいリスクの低減に資する面もあるため、一律に保存期間を無限定にするのではなく、開示請求と近接した期間において消去が見込まれている個人データについては当該見込みを開示すれば開示請求の対象から除外するなど、現状の実務も鑑みて慎重に検討すべきである。

【制度改正大綱 p 13】

「第三者提供時の確認記録義務の開示義務化」に関して

【意見】

現状の実務に支障を来たすことのないよう、具体的な運用指針を明示していただきたい。

【理由】

実務上、各事業者で記録の取扱いが異なっている場合があるほか、取得した個人情報と提供した個人情報の記録が結びついていない場合もある。さらには、データではない他媒体や音声データ・画像データの場合もあり、これらのトレーサビリティへの対応コストはかなりの負担である。このような実情を踏まえ、具体的な対応について明確にいただきたい。

【制度改正大綱 p 14～16】

「漏えい等報告及び本人通知の義務化」に関して

【意見】

「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）」との整合を図るべきである。

なお、企業が報告要否の判断を容易にできるよう、また、過度に報告を求める事態にならないよう、報告の要否に関する基準を明確にしていきたい。

【理由】

報告要件については、「個人データの漏えい等の事案が発生した場合等の対応について（平成 29 年個人情報保護委員会告示第 1 号）」（以下「告示」という）において、個人の権利利益の侵害度合いという観点から、報告を不要な場合が明示されており、報告が努力義務であるか法令上の義務であるかによって何ら変わるものではない。

そもそも、委員会への漏えい等報告は、委員会が漏えい等事案を把握し、一般的な個人の権利利益を図るための事業者への情報発信または助言等を行うための情報源とすることを目的とするが、一方で、本人に対する通知は、当該本人により二次被害の防止や必要な権利行使が図れるようにすることを目的としている。その必要性の程度の差異および個人情報取扱事業者に与える負担を考慮すると、本人に対する通知を義務化する場合であっても、その通知対象となる事案は、委員会への漏えい等報告より一定程度限定すべきであり、たとえば、GDPR と同様に、個人の権利または自由に与えるリスクが高い場合にのみ本人通知を義務付ける等の基準を別途設けることが考えられる。

また、個人データの漏えい等が発生した場合における本人対応についても、「原則として本人に通知しなければならない」（大綱 p 16）とされているが、告示では、「事実関係等について、速やかに本人へ連絡し、又は本人が容易に知り得る状態に置く」としており、いずれかの対応が可能としている。平成 29 年以降で、本人の通知に関する取扱いを変えなければならない事情が発生していないにもかかわらず、本人への通知を原則とまでする必要はなく、通知が必要か否かは少なくとも事業者が選択・決定できるようにすべきと考える。

本人への通知の方法についても、当該個別通知は、本人の連絡先の特定等、事業者に過度な負担となる場合が多く想定されるため、個別通知を前提とするのではなく、公表を行い問合せに応じるという代替措置を認めるべきである。

なお、報告先については「委員会又は権限委任官庁への提出」（大綱 p 15）とされているが、実務上は、区別することなく両者に報告を実施せざるを得ない状況が生じる可能性が高く、漏えい時における迅速な報告を実施するには報告先は委員会一つとすることが望ましい。

【制度改正大綱 p 16】

「適正な利用義務の明確化」に関して

【意見】

「適正とは認めがたい方法による」の価値判断は不明確であり、規定の導入に反対する。導入するとしても、法またはガイドラインで明確に規定すべきである。

【理由】

たとえば、企業が個人情報を利用した後に違反といわれるおそれや、日々進展する情報技術や個々に異なるプライバシー感情などでその評価も変化することから、事業者としては予見可能性が著しく低く、事業活動を阻害しかねない。適正な利用義務に関する規定については慎重に検討し、規定を設けるにあたっては、法またはガイドラインで明確にすべきである。

【制度改正大綱 p 20】

「保有個人データに関する公表事項の充実」に関して

【意見】

ガイドラインやQ&A等において具体的な記載内容を早期に明記すべきである。

【理由】

保有個人データの処理の方法については、そもそも、何を記載すべきかが明確になっておらず、また、保有個人データの内容によってさまざまな方法が考えられ、その対応にも相当の時間とコストを要することから、ガイドラインや Q&A 等において早期に具体的な記載内容を明記すべきである。

なお、各事業者のセキュリティ対策のように過度な公表を義務付けると、サイバー攻撃へのリスクが高まる可能性もあり、公表の義務化は必要最小限にとどめるべきである。

【制度改正大綱 p 22】

「『仮名化情報（仮称）』の創設」に関して

【意見】

「仮名化情報（仮称）」の創設にあたっては、事業者負担が軽減され実効性ある運用ができるようガイドライン等で具体的に示していただきたい。

【理由】

「仮名化情報（仮称）」における利用目的の特定・公表は、場合によっては、個別の情報の流通経路について多種多様な業務プロセスを網羅的に把握・記載することとなる可能性がある。「仮名化情報」の原データ（保有個人データ）に関しては、利用目的について事業

者が既に特定・公表しており、個人からの各種請求を行うことが可能であることから、配慮すべき個人が特定できる情報の目的外利用防止は図られており、仮名化した情報についてまで利用目的の特定・公表までは要しないとしてはどうか。

「本人は、それ単体では特定の個人を識別することができない『仮名化情報（仮称）』に対しては各種請求を行うことができない」とされているが、特に利用停止請求や削除請求が行われた場合であっても、仮名化情報を作成した事業者は、当該仮名化情報の作成に用いられた原データの利用停止または削除を行えば足り、当該仮名化情報に原データと共通する情報が含まれていたとしても、当該共通する情報を利用停止または削除する必要はない旨を明確化していただきたい。また、その旨については個人情報保護委員会から消費者への周知が必要であると考え。

仮名化情報につき、それ自体を第三者に提供することは許容しないとされているが、現行法上第三者提供の例外として認められている方法（共同利用、委託等）に基づく仮名化情報の提供は可能であることを明確にしていきたい。

また、仮名化情報（仮称）を作成するために保有していた原データを破棄した場合の当該仮名化情報（仮）の取扱いや匿名加工情報に加工を加えた情報の取扱い等、本制度導入を機に、今後日々進展が見込まれる匿名加工情報、統計情報、仮名化情報（仮）その他の各情報の区分、基準や取扱いについては、イノベーション促進に向けた事業者の利活用に向けた措置（ガイドラインの公表、弾力的な法改正等）を検討していただきたい。

なお、仮名化情報の創設の際には、他の分野（医学研究に関する指針等）との整合性を図る必要がある（たとえば、医学研究に関する指針においてもあわせて仮名化情報の創設を行わなければ、無限定に利用停止等が請求され、医療系の研究に支障が出るなどの弊害が予想される）。

【制度改正大綱 p23】

「公益目的による個人情報の取扱いに係る例外規定の運用の明確化」に関して

【意見】

ガイドラインやQ&Aにおいては、想定されるニーズを幅広く把握し、限定的な列挙とするのではなく、多くの具体的事例を示していただきたい。

【理由】

「公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」などの利用目的や第三者提供の制限の例外形態について、個人情報の公益目的利用についての例外規定に関する具体的な事例を示す、とあるが、限定的な列挙とするのではなく、想定されるニーズを幅広く捉え、たとえば、医療機関や製薬会社による医学研究の発展に資する目的での利用に加え、高齢化社会に伴うヘルスケア事業の急速な発展に鑑み、一般に健康増進に資する研究目的での利用といった、

該当しうる事例を明示していただきたい。

【制度改正大綱 p 24】

「端末識別子等の適正な取扱い」に関して

【意見】

個人情報保護法に明記すべきである

【理由】

個人情報保護分野に競争法の規制を設けるといった国際的潮流に反する方策がとられないよう、端末識別子等の取扱いについては個人情報保護法の規律の中で明確にすべきである。なお、その取扱いにあたり、GDPR との調和に配慮しつつも、事業者への過度の負担等が生じないことに留意が必要である。

【制度改正大綱 p 24～25】

「提供先において個人データとなる情報の取扱い」に関して

【意見】

今回新設される規律に関しては、事業者・個人で過度な負担とならず、適切な運用がなされるよう個人情報保護法、ガイドライン、Q&A等においてできる限り具体的、明確にしていきたい。

【理由】

「他の情報と容易に照合することができ」（大綱 p 24）についての考え方が現行法上不明確である。Q&A（1-15、16）に言及はあるものの、事業者が保有するデータの量・質やデータの活用方法も急速に発展している現状に応じた内容に改正すべきである。

「提供先において個人データになることが明らかな情報について、個人データの第三者提供を制限する規律を適用する」（大綱 p 25）とあるが、まず、「提供先において個人データになることが明らかな情報」の定義を明確にすべきである。提供元基準を基本としている日本の個人情報保護法においては、あくまで例外としての規律である以上、提供元が提供先の個人データの活用方法についてヒアリングを行う等の過度な負担をかけさせることは適切ではない。一方で、提供時には個人データかどうか明らかではないものが、提供後にさまざまな情報が集約され、個人データとなるケースも想定されることから、提供元基準の例外について具体的な例をガイドライン等で明示していただきたい。

また、業務委託の一環として、分析等の委託先にクッキーを提供する場合には、個人情報の「第三者提供」ではなく、「委託」として、本人同意は不要としてよいのか、「委託」に基づくクッキーの提供であっても、委託先において他社のクッキー情報等と紐づけ、個人の特定が可能になる場合には、個人情報の第三者提供として本人同意が必要になるのか

など、実務上悩ましい運用上の課題についてもできる限りガイドライン等で明確にしていきたい。

【制度改正大綱 p 30～31】

「外国にある第三者への個人データの提供制限の強化」に関して

【意見】

今回新設される規律に関しては、事業者・個人双方において過度な負担とならず、適切な運用がなされるよう個人情報保護法、ガイドライン、Q&A等においてできる限り具体的、明確にしていきたい。

【理由】

移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供のうち、移転先国の個人情報の保護に関する制度等についての情報提供については、経済効率の観点からも正確性の観点からも、各事業者が独自に対応することは負担が大きいことから、情報提供の対象から外すべき（「個人情報の取扱体制や講じている措置の内容、保有個人データの処理の方法等の本人に説明すべき事項」（大綱 p 20）に限定すべき）である。仮に情報提供の対象とする場合であっても、個人情報保護委員会で最新情報を掲載するなどの方法により対応ができるようにすべきである。

なお、日本の本社から海外現地法人へ従業員データを提供するケースなど、グループ間の個人データ移転についても一律に制限することは実務上も適切ではないと考える。

【その他意見】

今回の見直しにあたって、日本の個人情報保護法と欧州の GDPR との相違が解消される点がある場合、必要に応じて「EU 域内から充分性認定により移転を受けた個人データの取扱いに関する補完的ルール」の見直しも図っていただきたい。